

高齢者福祉バス運行事業 貸切バス借上料補助制度

■ 制度の内容

高齢者団体が、教養向上や健康増進を目的に実施する各種事業で、貸切バスを借り上げた場合に、その費用の一部を補助するものです。

■ 対象団体

1. 単位高齢者クラブ
2. 町内会、ボランティアグループ、その他の任意団体

※60歳以上の高齢者を10人以上含み、かつ参加者の概ね8割以上は、60歳以上の高齢者であること。

※参加者全員が、本市在住であること。

■ 対象事業

高齢者の生きがいを増進するため実施する各種研修会、講演会、大会、施設見学、スポーツ、レクリエーションその他の事業

■ 対象経費

貸切バスの借上料のみ

※高速代、フェリー代、駐車場代、宿泊料、バスガイド料などは対象外

※レンタカーや旅館等の送迎バス(白ナンバー)などは対象外



■ 補助金額

基本補助額 50,000円 … (1)

加算補助額 50,000円を超える額の1/2 … (2)

補助金額 (1)+(2)の合計額

※ただし、補助上限額は、75,000円。1,000円未満切り捨て。

■ 利用方法

補助を受けるには事前申請が必要です。各団体でバス事業者へ利用日の予約等を行い、利用日の属する前月20日までに、必要書類を長寿支援課へ提出してください。

【問い合わせ先】 鹿児島市長寿支援課 生きがい支援係 TEL099-216-1266
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

貸切バス借上料補助制度 ご利用フロー図

利用団体



市



①事業の計画

- i) 利用日を決める
 - ii) 研修先等の予約
 - iii) 貸切バスの予約
- ※利用団体が、バス事業者へ予約して、直接借り上げてください。

②補助金交付申請書等の提出

- 補助金等交付申請書
 - 事業計画書
 - 収支予算書
 - 貸切バス借上料見積書
 - 団体通帳(振込先)の写し
- ※利用日の属する前月20日までに、提出してください。

③申請書等の審査

決定通知書の発行

【提出先】

長寿支援課 生きがい支援係
〒892-8677
鹿児島市山下町11番1号
TEL:099-216-1266
FAX:099-224-1539

④事業の実施(出発)

- ※貸切バス料金等は、バス事業者へお支払いください。
- ※バス借上料のみが分かる領収書を受け取ってください。



⑤実績報告書等の提出

- 補助事業等実績報告書
- 事業実績報告書
- 収支決算書
- 貸切バス借上料領収書
- 利用者名簿

⑥実績報告書等の審査

確定通知書の発行

⑦交付請求書等の提出

- 補助金等交付請求書

⑧請求内容の審査・振込手続き

⑩振込の確認(完了)

⑨団体口座に補助金の振込